

学生各位

総合安全衛生管理機構

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に関連する出席停止（公欠）の取り扱いについて

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法で、「学校において予防すべき感染症」に該当し、出席停止期間の基準が定められています。そのため、発熱した場合には、まずは自宅療養し、抗原検査キットでの自己検査を行うか、医療機関へ受診するようお願いいたします。

また、患者への接触があった場合も、ご自身に症状がなければ出席は可能です。その場合、健康観察とマスクの着用を行ってください。

【出席停止期間】

1. インフルエンザ

発症した日を0日とし、発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発熱 (発症)	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	出席可能	
発熱 (発症)	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	出席可能

2. 新型コロナウイルス感染症

発症した日を0日とし、発症後5日間を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	症状軽快 1日目	出席可能	
発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	症状軽快 1日目	出席可能

【り患を証明するもの】

1. 医療機関を受診: 医療機関等で実施された検査結果がわかる書類、もしくは診療報酬証明書
2. 自己検査で陽性: 検査キットの結果の写真(学生証と時計など日時がわかるものを同一画面で撮影)

※上記のいずれかの書類が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

**公欠の手続き等については、所属の学務担当へお問い合わせください。**